

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 2 0 号
件 名	消費税インボイス制度の実施中止・延期を求める意見書の提出について
紹 介 議 員	渡辺有子、飯塚孝子、中山 均
要 旨	<p>新型コロナウイルスの拡大や物価高騰などにより景気回復が見通せない中で、2023年10月から、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施に向けた準備が進められています。</p> <p>インボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、課税売上高1,000万円の免税点制度を実質的に廃止するものです。インボイスの登録番号を発行するためには、いかに収入が少なくとも消費税の課税業者となる必要があり、納税義務が発生します。また、課税業者にならなければ、取引から排除されるか、税額分の値引きに応じるかの選択を迫られます。小規模事業の個人事業主やフリーランス、個人タクシー運転手や小規模農家、シルバー人材センターに登録している人たちまでもが対象となり、その負担は計り知れません。現在の制度登録者も対象の約15%しか登録しておらず、制度の周知がされていないことは明らかです。このような状況で実施が強行されれば、大混乱を招きかねません。</p> <p>そのため、日本商工会議所や全国青色申告会総連合などの中小企業団体や税理士団体も、消費税に対する立場は違えども、凍結、延期、見直しなどを表明し、現状での実施に懸念の声を上げています。</p> <p>多くの中小零細企業は、新型コロナや物価高騰の危機の下で、事業継続や雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録や経理変更の準備に取り組む状況ではありません。税制で商売を潰すなどの願いを込めて、消費税インボイス制度の実施を中止、延期することを求める意見書を、国及び政府関係機関へ提出するよう請願いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	令和4年12月14日 総務常任委員会
受 理	令和4年12月6日 第476号